

宮城県国民保護計画の変更概要

相互応援協定の締結に関する変更

○武力攻撃災害等において、他都道府県へ応援を求める場合は、相互応援協定に基づくことを具体的に定めたもの。

【変更理由】

全国知事会及び北海道・東北8道県の相互応援協定の一部改正に伴うもの。

安否情報の収集・提供に関する変更

○安否情報について収集・報告すべき情報の項目を追加するもの。

○安否情報に係る総務大臣への報告を安否情報システムによることとするもの。

【変更理由】

安否情報省令の一部改正，安否情報システムの運用開始によるもの。

現地調整所の設置に関する変更

○武力攻撃災害等が発生している現場において、関係機関の活動を円滑に調整するための、現地調整所の設置に係る規定を設けるもの。

【変更理由】

国民保護に関する基本指針の変更に伴うもの。

合同対策協議会との連携に関する変更

○国の現地対策本部が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催した場合には、職員を出席させ、情報交換や相互協力を行うことを定めるもの。

【変更理由】

国民保護に関する基本指針の変更に伴うもの。

その他

○関係機関の組織の変更に伴う修正。

○県の地理的・社会的状況の時点修正。

○県の組織改正等に伴う修正。

○文言の整理。